

平成24年11月22日

岐阜大学 学長 森 秀樹 殿

岐阜大学職員組合中央執行委員長 土岐 邦彦

### 団体交渉要求書

日頃の大学運営に対するご尽力に感謝を申し上げます。

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が、11月16日に成立しました。2013年1月から、国家公務員の退職金を段階的に引き下げていき、2015年以降は、現在の水準よりも約14.9%引き下げるという内容です。引き下げ額は約400万円になる見込みです。

このたびの法律は、国家公務員を対象としているとはいえ、総務省が自治体に対し、条例を改正して地方公務員も国と同様に減額するよう要請しているという事実から、適用対象を広げていく可能性があります。岐阜大学ではこれまで、今年行われた給与削減をはじめ、国家公務員と同様の措置を職員に対して実施してきました。11月21日に、過半数代表に対して、「退職金の引き下げのための規則改定案」について意見照会を行う旨の連絡がありました。国家公務員と同様の退職金引き下げを強行実施することは、一方的な不利益変更に相当し、認められません。

以上のことから、岐阜大学職員組合は以下の要求事項について、団体交渉を規則改定前に行うことを申し入れします。また、遅くとも11月30日までに、団体交渉に向けた事務折衝を行うことを要求します。

#### 要求事項：

1. 国家公務員の退職金引き下げに関する法律の成立を受けて、現時点において岐阜大学で検討している規則改定案の詳細を職員組合に提示すること。
2. 合理的な理由がなく、また、職員に対する十分な周知や職員の同意がない状況で退職金引き下げを実施することは、一方的な不利益変更にあたるので、行わないこと。
3. 希望する職員全員が参加できる日時と場所を設定して、退職金に関する説明会を早急に開催すること。
4. 希望する職員全員に、退職金見込み額を書面で提示すること。

以上